資　格

競争参加者の資格に関する公示

鳥海ダム市道付替百宅線４号橋上部工工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年９月28日

東北地方整備局長　小島　　優

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　工事名　鳥海ダム市道付替百宅線４号橋上部工工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

2　工事場所　秋田県由利本荘市鳥海町百宅　地内

3　工事内容　工場製作工　１式、ＰＣ片持箱桁橋工　Ｌ＝320.5m、橋梁付属物工　１式、橋梁下部工　６基

4　工期　全体工期：契約締結日の翌日から令和12年８月19日（工事完成期限）まで（ただし、令和９年４月１日までに工事の始期を設定すること。）

5　申請の時期　令和８年９月28日から令和８年10月26日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（https://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、原則として電子メールにより提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（令和８年９月28日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３を使用して作成すること。）。

提出場所　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係

電話022―225―2171㈹　メールアドレス

thr-82shikakushinsa@ki.mlit.go.jp

⑶　申請書類等の作成に用いる言語申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和８年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和８年３月31日付け公示６（建設工事）に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局（港湾空港関係を除く）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　平成23年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係及び農林水産関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

特定建設工事共同企業体の代表者が下記㋐の実績を有していること。代表者以外の各構成員にあっては下記㋐、又は下記㋐(a)及び(e)の要件を満たす実績を有すること。

㋐　ＰＣ橋上部工工事で、次の(a)から(e)の要件を満たす施工実績。

(a)　道路橋（Ａ活荷重以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b)　橋梁形式がラーメンまたは連続箱桁形式のＰＣ橋の新設工事であること。

(c)　最大支間長が55m以上であること。

(d)　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

(e)　施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)から(e)は同一橋梁での施工実績であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③　全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。専任の要否は関係法令による。

特定建設工事共同企業体の代表者の技術者が下記㋐及び下記㋑の要件を満たしていること。代表者以外の各構成員の技術者は、下記㋐及び㋑、又は下記㋐並びに㋑(i)１）(a)及び(e)、㋑(i)２）の要件を満たしていること。

㋐　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

㋑　平成23年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(i)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。